

水産政策審議会
第 2 5 回総会議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第25回総会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 令和3年9月15日（金）11時00分

閉会 令和3年9月15日（金）11時31分

2 場 所

農林水産省本館7階 第3特別会議室

3 出席した委員の氏名（敬称略）

（1）委員（会場）：3名

木村伸吾 田中栄次 山下東子

（2）委員（ウェブ）：17名

荒木直子 石井ユミ 大瀬由生子 工藤貴史 齋藤徹夫 坂本雅信
佐々木貴文 定池祐季 佐藤由也 田辺恵子 谷綾一 中川めぐみ
橋本博之 堀内精二 三浦秀樹 山本徹 吉川文

4 水産庁側出席者

葉梨農林水産副大臣 倉重水産庁次長 渡邊漁政部長 藤田資源管理部長
黒萩増殖推進部長 矢花漁港漁場整備部長 高瀬審議官 依田漁政課長
河村企画課長 五十嵐加工流通課長 廣野研究指導課長
鹿田企画課水産業体質強化推進室長 成澤国際課かつお・まぐろ漁業室長
中里国際課海外漁業協力室長

5 議事

別紙のとおり

目 次

1 開 会

2 挨 拶

3 委員の紹介

4 水産政策審議会の概要説明

5 議 事

【協議事項】

（１）会長の選任について

（２）会長代理の指名について

（３）分科会及び部会に属すべき委員・特別委員の指名について

（４）水産政策審議会議事規則の一部改正について

【報告事項】

分科会及び部会の調査審議について

【その他】

6 閉 会

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第25回水産政策審議会の総会を開催させていただきます。

本来であれば、水産庁漁政部漁政課長の依田が対応すべきところでございますが、急用で冒頭からの対応が叶わなくなりましたために、水産庁企画課長の私、河村が代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員の皆様にはウェブ会議システムでの使用を推奨させていただきまして、これらと併用させていただきながらご参加いただくという形で開催させていただいております。

ご発言の際には、事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それからご発言をお願いしたいと思います。オンラインでご参加されている方におかれましては、ご発言の際にはウェブ会議システム上で「挙手ボタン」のクリックですとか、チャット欄にご記入いただきまして、発言の意思表示をしていただいて、会長からの指名を受けてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況についてご報告を申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、総会の定足数は過半数とされております。本日は、総会の委員22名中、ウェブによる参加を含めまして現時点で18名（※注）の方が御出席ということで定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は会場にお越しにいただいている委員、3名おられます。また、ウェブ参加の委員の方が現時点で15名（※注）となつてございます。

（※注：最終的な出席者は20名。また、ウェブ参加の委員の最終的な出席者は17名。）

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきましてご説明をさせていただきます。

水産政策審議会の議事規則6条によりまして会議は公開とされておりまして、別室の傍聴室には傍聴者もお見えになっているほか、今回からは当審議会では初めての試みとして、ウェブによる傍聴も行っております。

また、同規則第9条2項によりまして、議事録は縦覧に供するということとされておりまして、会議終了後に委員の皆様にご確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、葉梨農林水産副大臣よりご挨拶を申し上げたいと思います。葉梨副大臣、よろしくお願いいたします。

○葉梨副大臣 どうも皆様こんにちは。農林水産省の副大臣の葉梨康弘でございます。

第25回水産政策審議会総会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この度、皆様方におかれましては、大変ご多忙にもかかわらず、本審議会の委員をお引き受けいただいたことに対しまして、まずは心から感謝と御礼を申し上げる次第です。

本日の審議会は、本年8月の委員改選後、初めての開催となります。皆様方の豊富な知識と経験を基にした忌憚のない活発なご議論をお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、水産行政は、水産基本法に基づく水産基本計画の指針の下に行われておりますが、現行の水産基本計画につきましては、平成29年4月の策定から来年で5年目を迎えるところでございます。本水産基本計画については5年ごとに見直すこととされていることから、本年4月の総会におきまして、野上大臣から水産政策審議会会長に対して水産基本計画の変更についての諮問を行ったところであります。

皆様ご承知のとおり、水産行政は昨年12月に施行された改正漁業法等に基づき、漁業者をはじめとする関係者の理解と協力を得ながら、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の推進を目的とした水産改革を推進しているところであります。

このような中、近年、我が国の水産業を取り巻く状況は大きく変化しており、海洋環境の影響などによるイカ、サケ、サンマなどの不漁に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、水産物の需要停滞や価格低下が生じ、漁業者や水産加工業者などに大きな影響が出ております。

委員の皆様におかれましては、各部会・分科会におきまして、このような水産をめぐる情勢の変化を踏まえ、10年先を見通した水産基本計画の見直しの検討、適切な資源管理の着実な実行、水産の加工、流通、消費も含めた水産業の成長産業化、さらに漁港・漁村の整備や活性化等につきましてご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、我が国水産業の更なる発展のために、委員の皆様方の多大なるご支援・ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○企画課長 副大臣、ありがとうございました。

皆様、誠に恐縮ではございますけれども、葉梨副大臣におかれましては次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。どうもありがとうございました。

(葉梨農林水産副大臣 退室)

○企画課長 それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、報道の方は、申し訳ございませんが、ここでご退席願います。

本日は、委員改選後初めての審議会となりますので、会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間は、私が進行役を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議はペーパーレスで開催させていただきますので、委員の皆様におかれましては、お手元の端末をご覧ください。

まず、議事次第でございます。次に配布資料一覧、次に右肩に資料番号が記載されておりますが、資料１－１といたしまして水産政策審議会委員名簿、１－２といたしまして特別委員名簿、資料２－１といたしまして審議会の概要、２－２といたしまして審議会の構成、資料３－１といたしまして企画部会委員・特別委員の名簿、３－２といたしまして地球環境小委員会の委員・特別委員の名簿、３－３といたしまして資源管理分科会の委員・特別委員の名簿、３－４といたしまして漁港漁場整備分科会委員名簿、資料４といたしまして水産政策審議会議事規則の一部改正について、最後に資料５といたしまして分科会・部会の調査審議一覧がございます。

資料をご参照いただく際には、端末上の資料をクリックしてご覧いただければと思います。もし、資料の不備や端末の操作でご不明な点がございましたら、事務局にお声掛けいただければと思います。

それでは、私から、資料１－１、委員名簿に沿いまして、委員の皆様方をご紹介させていただきますと思います。

名簿の順にご紹介を申し上げますが、会場の委員の皆様におかれましてはご着席のままお願いできればと思います。

まず、会場の委員の皆様からご紹介させていただきます。

木村伸吾委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、田中栄次委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、山下東子委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ウェブで御参加されている委員の皆様をご紹介申し上げます。

荒木直子委員でございます。

石井ユミ委員でございます。

大瀬由生子委員でございます。

工藤貴史委員でございます。

齋藤徹夫委員でございます。

坂本雅信委員でございます。

佐々木貴文委員でございます。

定池祐季委員でございます。

佐藤由也委員でございます。

田辺恵子委員でございます。

谷綾一委員でございます。

中川めぐみ委員でございます。

橋本博之委員でございます。

堀内精二委員でございます。

三浦秀樹委員でございます。

山本徹委員でございます。

吉川文委員でございます。

また、名簿にございます川辺みどり委員、本間新吉委員におかれましては、ご欠席ということでございます。

次に、特別委員でございますが、本日の総会にはご出席をお願いしておりませんが、お配りしております資料１－２の皆様にご就任を頂いております。後ほどご説明をいたします、それぞれの分科会及び部会におきます審議の際、ご出席をお願いすることとしております。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部の紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、水産庁次長の倉重でございます。

漁政部長の渡邊でございます。

増殖推進部長の黒萩でございます。

漁港漁場整備部長の矢花でございます。

審議官の高瀬でございます。

企画課長の私でございます。以下、建制順でご紹介をさせていただきますが、企画課の水産業体質強化推進室長の鹿田でございます。

加工流通課長の五十嵐でございます。

管理調整課長の坂本でございます。

国際課かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

国際課海外漁業協力室長の中里でございます。

研究指導課長の廣野でございます。

それでは、続きまして、新しく委員にご就任いただいた方もおられますので、審議会の概要についてご説明をさせていただきます。

資料２－１、水産政策審議会の概要をご覧ください。

この水産政策審議会は、水産基本法に基づきまして設置されている審議会でございます。

基本法の規定によります審議事項のほかに、漁業法、漁港漁場整備法、この「権限」のところの（２）に書いてございますけれども、この水産関係の法令の規定によりまして、その権限に属せられた事項を処理することとなっております。

委員は農林水産大臣が任命し、任期は２年になっているところでございます。

審議会の会長は委員の互選により選任し、会長代理は会長が指名するということになってございます。

特別委員につきましては、学識経験者の中から農林水産大臣が任命することとなっております。

水産政策審議会には、５にあります「分科会」として、資源管理分科会と漁港漁場整備分科会の２分科会、その下、６ですが、「部会」として企画部会と資源管理分科会にくろまぐろ部会と資源管理手法検討部会がございます。

それぞれの分科会及び部会の審議内容等につきましては、資料２－２でご確認願えればと思います。

また、資料２－１に戻りまして、「議事」につきましては、７にございますとおり、定足数は委員の過半数、議決につきましては出席委員の過半数とされておりまして、会議は原則として公開となっております。

簡単ではございますが、以上が水産政策審議会の概要となっております。

それでは、議事に入らせていただきます。

既にご案内しておりますとおり、この審議会の総会が終わりましたら、13時30分から企画部会を開催させていただきます。本日、大変立て込んだ予定となっております誠に恐縮ではございますけれども、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

後ほど互選によりまして選任されます会長から、皆様方には分科会及び部会への所属に

ついて委嘱があらうかと思ひます。

企画部会への所属となられました委員におかれましては、この総会終了後、引き続きよろしくお願ひいたします。

では、初めに協議事項の（１）、会長の選任についてでございます。

先ほど概要でご説明を申し上げましたとおり、会長の選任につきましては、水産政策審議会令第４条の第１項の規定により委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

山下委員、お願ひします。

○山下委員 これまで会長代理を務めていらっしゃった田中委員に会長をお願いしてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○企画課長 ただいま山下委員から、田中委員を推薦するご発言がございました。その他、ご発言はございませんでしょうか。

坂本委員、お願ひいたします。

○坂本委員 私も田中委員を推薦したいと思ひます。

○企画課長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様から何かご発言ございますでしょうか。

そうしましたら、お二方から頂きました田中委員を会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、田中委員に会長にご就任いただき、これからの議事進行をお願いしたいと思います。

田中委員、どうぞ会長席の方にご移動をお願いいたします。

○漁政課長 すみません、遅参いたしました。漁政課長の依田でございます。以後の進行を務めさせていただきます。

それでは、田中会長、ご就任に当たりまして一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○田中会長 それでは、会長就任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

この度、本審議会の会長を仰せつかりました海洋大の田中でございます。専門は水産資源学です。

本審議会は、農林水産大臣、また関係大臣の諮問に応じまして調査審議いたしまして、

当該大臣に意見を述べることなど重要な任務がございます。このような重要な審議会の会長という大役を仰せつかるには誠に微力ではございますが、委員の皆様のご助言、ご協力を仰ぎ、実りある審議によって水産業をますます盛り立てていく所存でございます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上で会長就任のご挨拶といたします。

ほかにどうしたいというのは本来ここで言うところなんでしょうけれども。私はもともとと言いたい放題でやってきたところが、このような会長の席に押し上げられて、水産庁の口封じに遭っているのではないかと思われる人もあるかもしれませんが、そこは全く変わらないと思いますので、皆様ご心配なくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、協議事項の（２）、会長代理の指名についてですが、水産政策審議会令第４条第３項の規定によりますと、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされております。つきましては、私の方から北大の佐々木委員に会長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段ご反対がないようですので、佐々木委員よろしいでしょうか。

○佐々木委員 はい、承知いたしました。

○田中会長 よろしく願いいたします。

では、佐々木委員を会長代理に指名させていただきます。

次に、協議事項（３）、分科会及び部会に属すべき委員・特別委員の指名についてですが、私といたしましては、資料３として分科会及び部会ごとの事務局案が配布されておりますので、この事務局案どおりにしたいと考えておりますが、ご異論等ございませんでしょうか。

これは、事前に既に委員の皆様には配布されていると理解してよろしいですね。では、ご確認いただいているということで、このとおりにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局からもご説明がありましたように、企画部会の所属となられました委員の方々におかれましては、この後もよろしくお願いいたします。

次に、協議事項の（４）水産政策審議会議事規則の一部改正についてですが、まず初めに、水産政策審議会議事規則の一部改正について、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

○加工流通課長 水産庁加工流通課長の五十嵐でございます。よろしくお願いします。

資料４をご覧ください。水産政策審議会議事規則の一部改正についてです。

ご案内のとおり、今回、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」、通称「水産流通適正化法」でございますが、その制定等に伴い、この規則の改正について協議をお願いするものです。

まず、資料４をご覧いただきたいのですが、議事規則第10条の関係です。漁業法の一部を改正する等の法律により、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」は廃止されましたが、この法律の附則第28条により、TAC管理に係る一部規定については施行後も一定期間効力を有するとされていたところ、本年7月1日をもって、全ての特定水産資源が新漁業法による管理に移行し、TAC法に基づくTAC管理については経過措置の適用期間が終了したことから、今般、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」を水産政策審議会議事規則所掌事務から削除するものです。

次に、議事規則第11条の関係です。

「水産流通適正化法」が昨年12月11日に公布されたところです。この法律はIUU漁業の撲滅を目的としておって、まず国内において違法かつ過剰な採捕が行われる魚種、「特定第一種水産動植物」と呼んでおりますけれども、それについて漁業者等による行政機関への届出、漁獲報告等の伝達、取引記録の作成・保存、輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付義務が課せられました。

それから、国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種、これを「特定第二種水産動植物」と呼んでおりますが、これについては輸入時に外国の政府機関等の発行の証明書の添付義務を規定しているところです。

この法律の第2条第6項では、規制の対象となる特定第一種水産動植物と特定第二種水産動植物を省令で定める際には、あらかじめ水産政策審議会への諮問が必要となっております。このため、当該事項を企画部会の調査審議事項として第11条第2項に追加すること、さらに第3項に追加することで企画部会の議決をもって審議会の議決とすることとしたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○田中会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

ウェブの方々、よろしいですか。

では、特にご意見等ないということで、それでは、水産政策審議会議事規則の一部改正については、原案どおり議事議決するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これで審議事項は終わりかな。

では、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告を希望する事項が1件ありますので、分科会及び部会の調査審議について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○漁政課長 漁政課長でございます。

それでは、資料5、分科会及び部会の調査審議一覧をご覧くださいと思います。

前回の総会、本年4月16日でございますけれども、これ以降に開催されました分科会及び部会における調査審議の内容につきましてご報告申し上げます。

まず1ページから2ページでございます。資源管理分科会につきましては、本年4月26日から3回にわたりましてご審議が行われております。右側の欄にそれぞれ調査審議内容が書かれてございますけれども、資源管理分科会の所掌に属するとされました各個別法に基づく事項につきまして調査審議を頂いたということでございます。

それから、同じく2ページでございますが、資源管理分科会に新たに設置されました資源管理手法検討部会、本年4月26日に開催されております。

それから、同じく2ページでございますが、漁港漁場整備分科会につきましては、本年7月26日に漁港漁場整備長期計画を中心としてご審議を頂いております。

それから、3ページでございます。企画部会につきましては、本年4月16日から5回にわたりまして、次期水産基本計画の検討を中心としてご審議を頂いております。

それから、同じく3ページでございますが、企画部会地球環境小委員会につきましては、本年5月11日に食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、同じく林政審議会の地球環境小委員会と合同で開催されまして、「みどりの食料システム戦略」の案につきまして調査審議が行われております。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいた

します。

よろしいですか。ウェブでご参加の皆さん、直接ご発言されても構いませんので、何かあれば。

では、特にないようですので、本日の最後になりますが、その他に入らせていただきたいと思います。

何か委員の方々からご発言、ご意見等ございませんでしょうか。

ウェブで参加の皆さんもよろしいですか。

それでは、ちょっと私の方から確認があるのですが、今日、ウェブで参加の方々に聞こえなかったとかということが特にありませんでしたでしょうか。一応総会で聞こえなくて発言できなかったというのは余りよろしくないのです。

どなたか「聞こえました」と言ってくださると有り難いのですが。反応がないので。

（「聞こえております」と声あり）

○田中会長 ありがとうございます。助かります。チャットにも「聞こえております」と。ありがとうございます。安心しました。

では、特にないようですので、事務局から何かほかにございますか。

なければ、漁政課長の方にバトンタッチします。

○漁政課長 それでは、先ほどご説明いたしましたとおり、この後、13時30分から企画部会を開催いたします。企画部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○田中会長 どうもありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。これをもって、本日の第25回水産政策審議会総会を終了させていただきます。

ありがとうございました。